

令和2年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第53号	令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	5月25日
議案第58号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	

審査の状況

令和2年 5月25日 （正副委員長の互選・議案審査・委員会報告書協議）

・出席委員 ◎大川 裕之 ○村松 あんな 梶川 みさお 北山 照昭
 くわはら健三郎 寺本 早苗 となき 正勝 藤岡 和枝

（◎は委員長、○は副委員長）

令和2年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第53号 令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の令和2年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額 1,035億7,219万5千円（1億2,000万円の増額）	
歳出予算	
増額 市税徴収事業	
歳入予算	
増額 県支出金 県民税徴収事務費交付金 財政調整基金とりくずし	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	歳出予算増額の要因となった今回の修正申告は何年間遡って、どういった経過だったのか。
答1	西宮税務署から5月7日に正式な通知があった。市内在住者の平成28年度の確定申告（平成27年分）の給与所得の申告に誤りがあり市税還付金を支払うことになった。還付額は約1.2億円である。還付金の今年度の予算額は1.4億円だが、税の還付については毎月数100万円から5千万円の支出があり、予算額の1.4億円から今回約1.2億円を支出すると、6月中旬には予算がなくなる状況であり、至急補正予算の成立をお願いしている。また、今回、還付加算金は生じない。 県税分も市がまとめて支払うため、その分歳入として県より交付金が約4,800万円交付され、残りの7,200万円は財政調整基金を取り崩し、対応する。
問2	過去5年間の市税還付金及び還付加算金の予算額と決算額を見ると、平成27年度から平成30年度において当初予算では足りず、補正予算を組んでいる。今後修正申告の増加が予想されるが、当初予算で必要な分の予算を組むべきでは。
答2	平成27年度から平成30年度において支出が当初予算を上回ったことを受け、平成31年度の当初予算より増額し予算編成をしている。令和2年度については前年度より若干予算額は下がっているが、今回のような特異なものがなければ対応できる金額であると考えている。来年度の予算編成については、最近の情勢を考慮して検討していく。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第58号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済情勢への影響を踏まえ、特別職の職員の給料月額を、本年6月1日から来年3月31日までの間、市長については10%、副市長については7%、教育長及び各企業管理者については5%削減するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 市立病院の8つの戦略で、既に病院事業管理者、総長及び病院長が幹部の決意表明として医師特別調整手当を当面の間50%削減しているが、この措置は今回の条例改正でどうなるのか。

答1 今回の減額については、病院事業管理者が該当する。現在病院で、事業管理者以外の幹部が8つの戦略で削減している分については、今回の条例改正を受けて6月分から規定を改正し、元の額に戻していく予定である。

問2 給与削減の対象者が各市によって異なっているが、本市の考え方は。

答2 本市では市長をはじめ、特別職自らが一つになり、社会経済状況を踏まえた対応を進めるとともに、財源確保にも努めたいとの思いから特別職の給与削減とした。

問3 報酬の削減割合の算出根拠は。

答3 平成28年度から平成30年度まで実施していた給与削減を参考に、同じ削減率とした。

問4 今回の感染症が完全に終息し、経済的なダメージから立ち直るには、長期間を要することが考えられる。市民がこれまでの生活を取り戻すまで報酬削減をすべきと考えるが、今回の削減の期間延長をする可能性はあるのか。

答4 まずは今回の削減期間で行う。今後のことについては、新型コロナウイルス感染症だけでなく、市全体の財政状況も含め、改めて判断をするべきだと考える。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）